

○紀の川市長期総合計画本部設置要綱

(平成17年11月7日訓令第29号)

改正 平成18年4月1日訓令第8号 平成19年3月27日訓令第20号
平成23年8月17日訓令第14号 平成23年12月1日訓令第22号
平成24年4月3日訓令第6号

(設置)

第1条 紀の川市長期総合計画(以下「計画」という。)を策定するため、紀の川市長期総合計画本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、市の基本構想及び基本計画を策定するために必要な企画調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

(組織)

第3条 本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(策定委員会及び策定作業班)

第6条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うため、本部に策定委員会(以下「委員会」という。)及び策定作業班(以下「作業班」という。)を置く。

2 委員会及び作業班は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 委員会の会議は、策定委員長が招集し、その議長となる。

4 策定委員長は、委員会で調査及び検討した事項を、本部長に報告するものとする。

5 作業班長は、作業班で調査及び検討した事項を、委員長に報告するものとする。

6 策定作業員は、所管作業班に係る資料等の収集、調査及び研究をする。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、企画部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日訓令第20号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月17日訓令第14号)

この訓令は、平成23年8月18日から施行する。

附 則(平成23年12月1日訓令第22号)

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年4月3日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	市長公室長、企画部長、総務部長、市民部長、地域振興部長、保健福祉部長、農林商工部長、建設部長、国体対策局長、水道部長、教育部長、技監、審議監、教育審議監、議会事務局長、農業委員会事務局長及び会計管理者

別表第2(第6条関係)

策定委員会

策定委員長	政策審議監
策定委員	市長公室次長、企画部次長、総務部次長、考査監、税務長、市民部次長、地域振興部次長、保健福祉部次長、農林商工部次長、建設部次長、国体対策局次長、水道部次長、教育部次長、議会事務局次長及び会計課長(次長)

策定作業班

策定作業班長	各課等の長
策定作業員	各課等の長以外の全職員